

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～保険料率の見直しについて～

### ■保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成30・31年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

#### ●均等割

(被保険者が等しく負担)

平成28・29年度  
(年間)  
49,809円



平成30・31年度  
(年間) **50,205円** (396円増)

#### ●所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成28・29年度  
(年間)  
10.51%



平成30・31年度  
(年間) **10.59%** (0.08ポイント増)

#### ●賦課限度額

(1年間の保険料の上限額担)

平成28・29年度  
(年間)  
57万円



平成30・31年度  
(年間) **62万円** (5万円増)

### ■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

#### 【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

#### 【平成30年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ ( <b>27万5千円</b> ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ ( <b>50万円</b> ×世帯の被保険者数)	2割軽減

### ■所得割の軽減が見直しされました

●平成29年度は一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から「軽減なし」へ変更となりました。

### ■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が次のとおり見直しされました。

#### 【平成29年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

#### 【平成30年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<b>5割軽減</b>

▶所得の状況により均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

#### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

お住まいの市区町村

奥尻町役場 税務国保課国保年金係

電話 01397-2-3406